

# 桃山台地区道路特定事業計画



平成20年（2008年）4月

豊中市

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 計画の概要            | 1  |
| (1) 目的              | 1  |
| (2) 位置及び区域          | 1  |
| 2. 計画対象道路           | 4  |
| (1) 計画対象道路と区分       | 4  |
| (2) 特定経路と歩行空間ネットワーク | 4  |
| 3. 事業計画内容           | 6  |
| (1) 事業計画の考え方        | 6  |
| (2) 路線別事業計画内容       | 7  |
| (3) 事業プログラム         | 11 |
| 4. 関係機関との協議         | 13 |

## 1. 計画の概要

### (1) 目的

豊中市と吹田市は、旧交通バリアフリー法（平成12年11月施行、平成18年12月に「旧交通バリアフリー法」と「旧ハートビル法」を統合した「バリアフリー新法」が施行）に基づき、桃山台地区において、だれもが安全で便利に移動できるようにするため、「桃山台地区交通バリアフリー基本構想（以下、基本構想という）」を平成18年3月に策定しました。

本「桃山台地区道路特定事業計画」は、この基本構想の内、豊中市の道路特定事業に関する計画を定めたもので、これに基づく事業を実施し、バリアフリー歩行空間の形成を図るものです。

### (2) 位置及び区域

基本構想の桃山台地区は図1、図2のとおり、吹田市桃山台2・5丁目、竹見台3・4丁目、豊中市新千里南町3丁目及び東豊中町5丁目の一部により構成される区域（約94ha）で、この内本事業計画で対象となる区域は豊中市の新千里南町3丁目と東豊中町5丁目の一部により構成される区域（約39ha）とします。

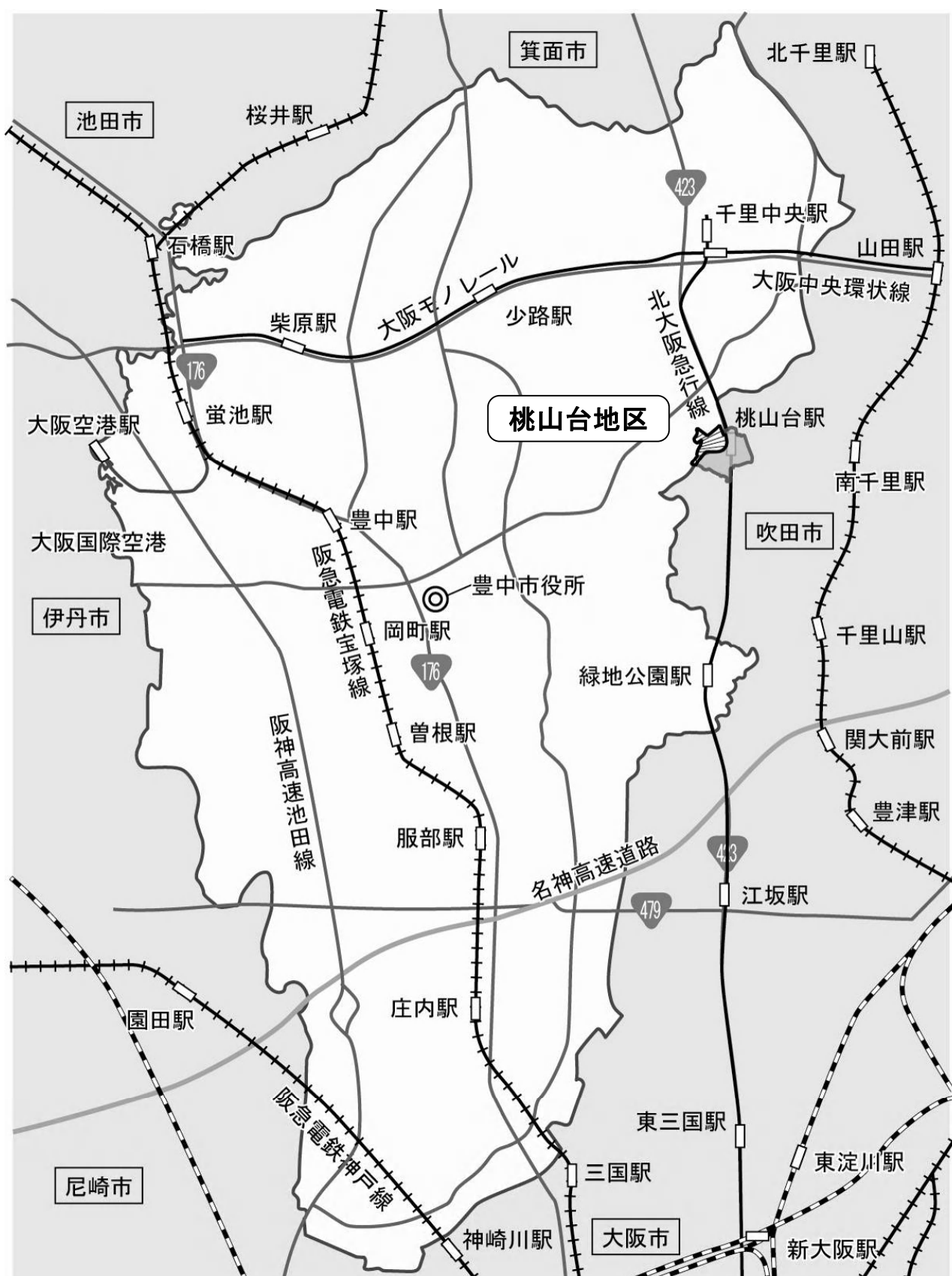


図 1 位置図

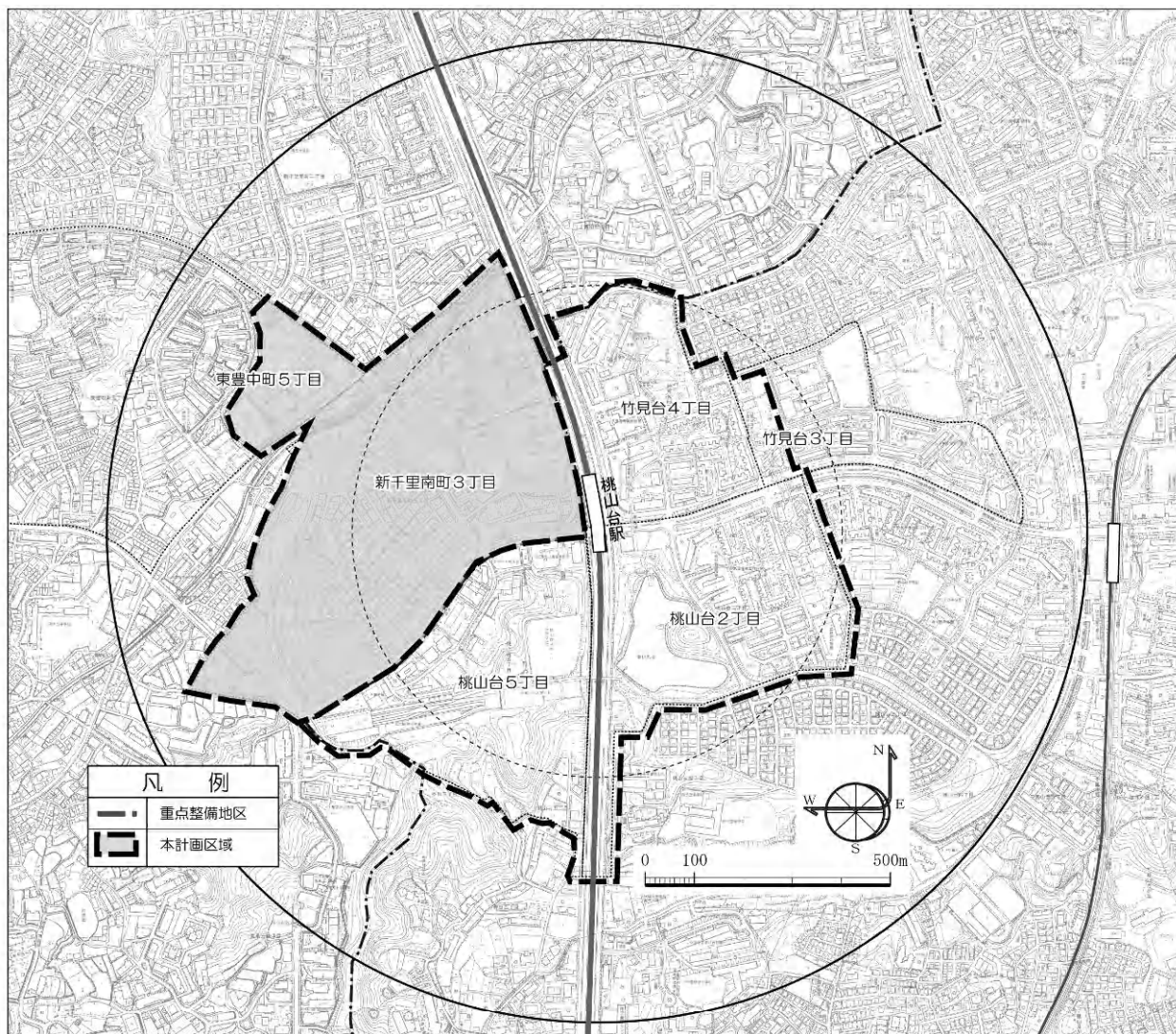


図 2 区域図

## 2. 計画対象道路

### (1) 計画対象道路と区分

計画対象道路は、地区内全ての市道とし、特定経路、歩行空間ネットワーク及びその他道路に区分します。

特定経路（新法では生活関連経路という）とは、駅と高齢者や身体障害者等がよく利用する施設を結ぶ主要な経路とします。

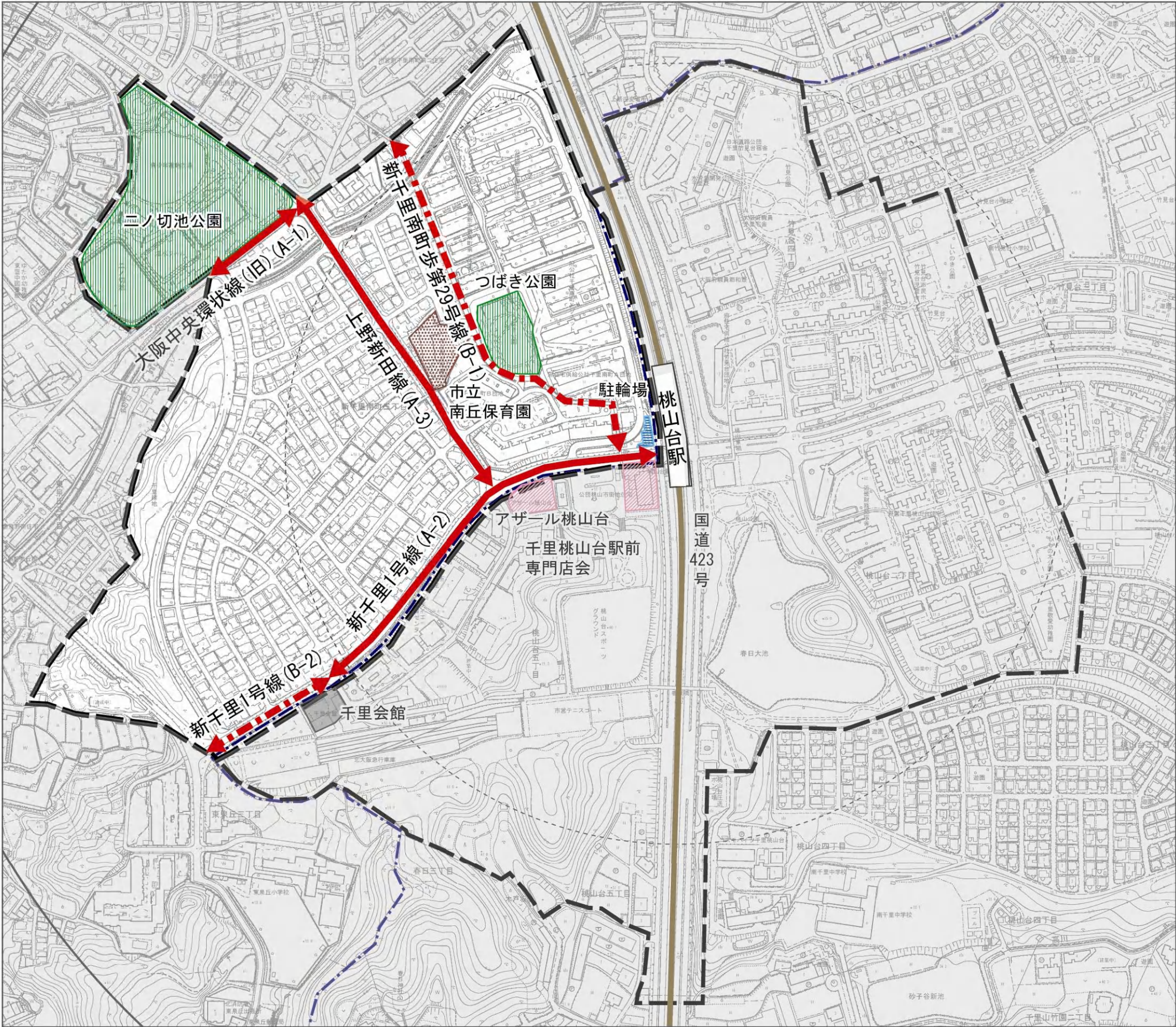
歩行空間ネットワークとは、特定経路と一体となって地区内移動のネットワークを形成する経路とします。

### (2) 特定経路と歩行空間ネットワーク

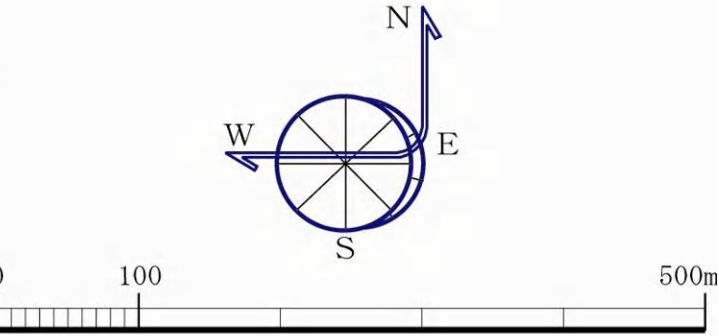
特定経路と歩行空間ネットワークは、基本構想に位置づけられた表 1 及び図 3 のとおりとします（府道を含む）。

表 1 特定経路

| 経路種別       | 管理者 | 記号  | 路線名           | 延長<br>(m) |
|------------|-----|-----|---------------|-----------|
| 特定経路       | 府   | A-1 | 大阪中央環状線(旧)    | 130       |
|            | 市   | A-2 | 新千里 1 号線      | 520       |
|            | 市   | A-3 | 上野新田線         | 430       |
| 歩行空間ネットワーク | 市   | B-1 | 新千里南町歩第 29 号線 | 560       |
|            | 市   | B-2 | 新千里 1 号線      | 170       |



| 凡 例  |             |
|------|-------------|
|      | 商業施設        |
|      | 官公庁施設・公共施設  |
|      | 教育施設等       |
|      | 医療・保健施設     |
|      | 福祉施設        |
|      | 公園施設        |
|      | 公益施設        |
|      | 駐車場・駐輪場     |
|      | 市境界線        |
|      | 重点整備地区      |
|      | 駅から500mの範囲  |
|      | 駅から1000mの範囲 |
| 主な経路 |             |
|      | 特定経路        |
|      | 歩行空間ネットワーク  |



|    |                 |
|----|-----------------|
| 図名 | 特定経路と歩行空間ネットワーク |
|----|-----------------|

図3 特定経路と歩行空間ネットワーク

### 3. 事業計画内容

#### (1) 事業計画の考え方

本事業計画は、現況調査に基づき、改良の必要性及び緊急性を考慮し、策定しました。

道路区分ごとの整備の考え方は次のとおりです。

#### ○ 特定経路

だれもが利用できるよう、幅員 2 m 以上の歩行空間を確保し、段差・勾配を改善などのバリアフリー化を図ります。

#### ○ 歩行空間ネットワーク

特定経路に準じ、可能な限りバリアフリー化に努めます。

なお、本事業計画は、今後の地区の動向や財政状況等により変更することがあります。また、計画にない道路においても、必要な改良や維持修繕を行い、可能な限りバリアフリー基準の適合を図ります。

## (2) 路線別事業計画内容

### a. 特定経路

#### 1. 新千里1号線

区 間：二ノ切桃山台線～千里会館

延 長：420m

- 事業内容
- 歩道舗装の打ち換えや歩道切り下げ部の段差・急勾配の解消等の歩道の改善を行います。
  - 南側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの整備を行います。



#### 2. 新千里1号線

区 間：国道423号～二ノ切桃山台線

延 長：100m

- 事業内容
- 交差点の歩行者たまり空間の確保、視距の向上及びバスの円滑な運行を図るため、隅切りの設置、植樹帯の削減、歩車道境界縁石の線形見直し等の歩道改良を行います。



### 3. 新千里1号線

区 間：新千里南町3丁目交差点～駅前広場前交差点

延 長：120m

事業内容 ○ 渋滞緩和を図るため、交差点改良を行います。



### 4. 上野新田線

区 間：新千里1号線～大阪中央環状線（旧）

延 長：430m

事業内容 ○ 歩道舗装の打ち換えや歩道切り下げ部の段差・急勾配の解消等の歩道の改善を行います。

○ 東側歩道に視覚障害者誘導用ブロックの整備を行います。



b. 歩行空間ネットワーク

5. 新千里南町歩第29号線

区 間：新駅舎連絡橋～桃山西橋

延 長：31m

事業内容 ○ 桃山西橋から新駅舎の連絡橋まで歩道橋を延伸します。



6. 新千里南町歩第29号線

区 間：桃山西橋

延 長：65m

事業内容 ○ 現歩道橋に手すりや視覚障害者誘導用ブロック等の整備を行います。

○ 現歩道橋の健全度調査を行い、必要に応じ修繕を行います。



7. 新千里1号線

区 間：千里会館～千里園熊野田線

延 長：170m

事業内容 ○ 歩道舗装の打ち換えや歩道切り下げ部の段差・急勾配の解消等の歩道の改善を行います。



C. その他

8. 二ノ切桃山台線

区 間：上野新田線～新千里南町歩第29号線

延 長：130m

事業内容 ○ 幅員構成の見直し、路側帯の設置等、歩行空間を改善します。



### (3) 事業プログラム

本地区の事業、スケジュール及び位置は表 2、図 4 のとおりです。

表 2 桃山台地区道路特定事業プログラム

| 区分         | 番号 | 路線名               | 区間等                        | 主な事業内容               | スケジュール<br>H19 ～ H22                                                                   |
|------------|----|-------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定経路       | 1  | 新千里 1 号線          | 二ノ切桃山台線～<br>千里会館           | 歩道の改善                |    |
|            | 2  | 新千里 1 号線          | 国道 423 号～<br>二ノ切桃山台線       | 歩道改良                 |    |
|            | 3  | 新千里 1 号線          | 新千里南町 3 丁目交差点～<br>駅前広場前交差点 | 交差点改良                |    |
|            | 4  | 上野新田線             | 新千里 1 号線～<br>大阪中央環状線 (旧)   | 歩道の改善                |   |
| 歩行空間ネットワーク | 5  | 新千里南町<br>歩第 29 号線 | 新駅舎連絡橋～<br>桃山西橋            | 歩道橋延伸                |  |
|            | 6  | 新千里南町<br>歩第 29 号線 | 桃山西橋                       | 手すりの設置<br>誘導用ブロックの設置 |  |
|            | 7  | 新千里 1 号線          | 千里会館～<br>千里園熊野田線           | 歩道の改善                |  |
| その他        | 8  | 二ノ切桃山台線           | 上野新田線～<br>新千里南町歩第 29 号線    | 歩行空間の改善              |  |



#### 4. 関係機関との協議

本事業計画策定に際し、下記関係機関と協議を行いました。

##### 公共交通事業者

- 協議機関：北大阪急行電鉄株式会社  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日
- 協議機関：阪急バス株式会社  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日

##### 道路管理者

- 協議機関：大阪府池田土木事務所  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日
- 協議機関：大阪府茨木土木事務所  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日

##### 都道府県公安委員会

- 協議機関：大阪府豊中警察署  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日

##### 吹田市

- 協議機関：吹田市建設緑化部道路安全室交通政策課  
協議成立年月日：平成20年（2008年）3月28日

---

## 桃山台地区道路特定事業計画

平成 20 年（2008 年）4 月

事務局：豊中市土木部道路建設課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

TEL(06)6858-2364/FAX(06)6854-0492

ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

E-mail [douro\\_chousei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:douro_chousei@city.toyonaka.osaka.jp)

---